

預かり保育について

● 1号認定を受けて幼稚園、認定こども園を利用する子どもで施設における教育時間を超えて、**預かり保育を利用する場合の利用料が無償化されます。**

(ただし、事前に保育を必要とする認定を受けていただく必要があります。)

・上限額：日額490円、月額12,300円

(参考例)預かり保育の利用料(B)と上限額(C)を比較して、低い方の額が無償化の対象です。

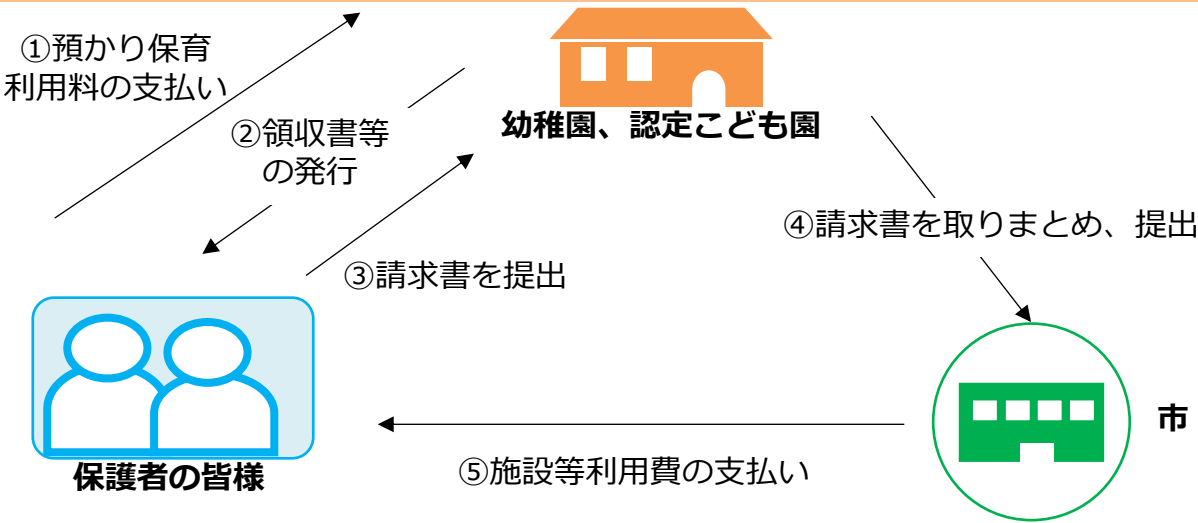
～預かり保育の利用料が500円/日、1カ月の利用日数が20日の場合～

利用日数 (A)	利用料 (B)	上限額(C) 490円×利用日数	無償化対象(D) BとCのうち低い額	実費負担額 (E)
20日	10,000円	9,800円	9,800円	200円

※満3歳児クラスの子どもについての預かり保育の利用料は、無償化されません。3歳児クラスになったら、無償化の対象となります。

※ただし、住民税非課税世帯の満3歳児クラスの子どもについては、預かり保育の利用料が無償化されます。

【償還払いについて】



● 施設を通じて配布される請求書に領収証を添付して、提出してください。
※様式は、市HP『幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費の支払いについて』の**関係様式**にも掲載しております。

● 請求は、3か月ごととなり、支払いは支払い月にまとめて行います。(年4回)

対象月	請求	支払い
4, 5, 6月	7月上旬	7月下旬
7, 8, 9月	10月上旬	10月下旬
10, 11, 12月	1月上旬	1月下旬
1, 2, 3月	4月上旬	4月下旬

問い合わせ先: 佐世保市保育幼稚園課 TEL: 0956-25-9739

くわしくは、佐世保市のホームページをご覧ください。

